

議案第二八號

予算外義務負担に關する件

別紙の通り予算外義務負担とするものとする

昭和三十年三月九日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十年三月十一日議決

三朝町議會議長 天野 廉



即ち昭和二十九年の台風の被害農家に対する官農資金の融資を促進するた
の 熊本信用農業共同組合連合会(以下「信連」といふ)が昭和二十九年の台風及冷
害の被害農林漁業者に対する資金の融通に關する特別措置法(以下「法」といふ)第
三條の規定により行う融資について、

設

一 目的

「信連」が融資した官農資金に付、その利息補給及び損失補償するたため。

一 融資対象

「法」第二條の規定する被害農家。

一 融資取扱期間

自 昭和三十年三月十八日 至 昭和三十年七月三十一日。

一 貸付期間

五年以内(但法第二條第一項の規定する貸付は三年以内)。

一 融資総額

一 四 八 萬 圓

一 利息補給金額及損失補償金額の限度
利息補給にあつては毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及
び十月一日から翌年三月三十一日迄の期間毎にその期末に於ける融資残
高(期間中金の融資額及び償還期限の到来した融資額を除き)に対し年一分
六厘の割合で計算した金額が当該期間内に行つた融資についてその融資
日から期末までの期間につき年一分六厘の割合で計算した金額を当該期
間内の償還期限の到来した融資についてその期首からその償還期限到来
までの期間につき年一分六厘の割合で計算した金額を加えた金額に利息補
給する。

損失補償あつては信連の融資した金額が融資の元本の償還期限到来後
三月を経過して尚元本又は利息(遅延利息を含む)の全部又は一部が回収さ
れなかつた場合に於いて融資総額の百分の十二に相当する額を限度とす

二 債権の回収

町の損失補償実施後信連は当該融資に係る債権の回収によつて得た金額
のうちから債権行使のため必要とした費用を控除し残額があるときはこ
れに当該融資について損失補償を受けない損失の補償に充当し尚残が
あるときは当該融資により町に受け付けた損失補償金額に達するまでの金
額を町に納付しなければならぬ。